

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室）

項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等						
税目	所得税、法人税						
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>【拡充要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲を産業集積が見込まれる地区に見直ししたうえで、南風原・八重瀬地区（南風原町・八重瀬町の一部）を追加するとともに、その他必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</li> </ul> <p>【延長する課税の特例】</p> <p>(1)～(3)は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ）</p> <p>(1) 投資税額控除（法人税）</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した認定事業者である青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの8%</li> <li>・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの 15%</li> </ul> <p>イ 法人税額の20%限度（繰越税額控除4年）、取得価額の上限 20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(2) 特別償却（法人税、所得税）</p> <p>ア 1,000万円を超える建物等 25%、100万円を超える機械及び装置 50%</p> <p>イ 取得価額の上限額 20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(3) 所得控除</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、認定法人の認定特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（認定法人で法人設立後10年間）</p>	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>▲ 6 百万円 (▲100百万円)</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（一 百万円）</td> </tr> </table> <p>&lt;経済産業省と共同要望&gt;</p>		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲ 6 百万円 (▲100百万円)	（改正増減収額）	（一 百万円）
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲ 6 百万円 (▲100百万円)						
（改正増減収額）	（一 百万円）						

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（M R O）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、関税法上の保税地域制度、立地企業に対する税制及び金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するための施策である。</p> <p>国際物流拠点産業の集積は着実に進んでいるものの、沖縄への立地には多額の初期投資が必要であるほか、割高な物流コストなど島しょ性に起因する不利性がある。係る状況下、沖縄振興特別措置法が令和 14 年 3 月 31 日まで延長をしたところであるが、国際物流拠点産業の集積は未だ途上にあるため、沖縄振興特別措置法の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、沖縄における産業及び貿易を振興し、民間主導の自立型経済を構築するための本特例措置による施策を継続して行う必要がある。</p>	
	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】9 沖縄政策 【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進</p> <p>政策の達成目標</p> <p>1 達成目標 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加 2 測定指標 ・本制度を活用した企業数の増加</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>1. 達成目標 令和 8 年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を 10 社とする。 ※年平均で 24 社立地し、そのうち、10% 超の企業が本特例を活用するものと試算 2. 参考指標 ・国際物流拠点産業集積地域における立地企業数 ・国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数 ・国際物流拠点集積地域における域外搬出額</p>	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	

		<p><b>【政策目標の達成状況】</b> 国際物流拠点産業集積地域内における国際物流拠点産業の立地企業数は、本税制を活用しつつ着実に増加しており、政策目的である地域内への企業集積が進んできていると判断できる。</p> <p>① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位：社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>223</td><td>196</td><td>251</td><td>263</td><td>265</td></tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p> <p>② ①のうち新規立地企業数 (単位：社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44</td><td>20</td><td>65</td><td>15</td><td>22</td></tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p> <p>③ ②のうち本特例措置活用企業数 (単位：社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p>	R1	R2	R3	R4	R5	223	196	251	263	265	R1	R2	R3	R4	R5	44	20	65	15	22	R1	R2	R3	R4	R5	2	0	2	1	1
R1	R2	R3	R4	R5																												
223	196	251	263	265																												
R1	R2	R3	R4	R5																												
44	20	65	15	22																												
R1	R2	R3	R4	R5																												
2	0	2	1	1																												
	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除2件（149百万円）、投資税額控除33件（226百万円）、特別償却5件（288百万円）の適用を見込む。																														
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。</p> <p>また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の223社から令和5年度までに42社増加し265社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約32社）が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>47</td><td>36</td><td>27</td><td>12</td><td>8</td></tr> <tr> <td>特別償却</td><td>9</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td></tr> <tr> <td>計</td><td>59</td><td>40</td><td>31</td><td>17</td><td>15</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和1年度から令和4年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から試算。令和5年度については沖縄県調査による件数。</p>	項目	R1	R2	R3	R4	R5	所得控除	3	1	1	3	2	投資税額控除	47	36	27	12	8	特別償却	9	3	3	2	5	計	59	40	31	17	15
項目	R1	R2	R3	R4	R5																											
所得控除	3	1	1	3	2																											
投資税額控除	47	36	27	12	8																											
特別償却	9	3	3	2	5																											
計	59	40	31	17	15																											
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所税の資産割の課税標準の特例</li> <li>○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置</li> <li>○貿易手続きの簡素化及び下記の措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</li> <li>・関税の課税物件の確定に関する特例措置（保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。）</li> </ul> </li> </ul>																														

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																			
	要望の措置の妥当性	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該集積地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適切であり、本特例措置は妥当と考えられる。また、本特例措置においては、集積地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資するに判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由</p> <p>(1) 所得控除</p> <p>所得控除については、対象業種が5業種に限定されていることから適用できる企業は少ない。</p> <p>しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。</p> <p>(2) 特別償却</p> <p>特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。</p> <p>本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。これは、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越しすることが可能である。よって、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。</p>																			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <p>(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>適用件数 適用額</td> <td>1 74</td> <td>3 173</td> <td>2 183</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>適用件数 適用額</td> <td>27 170</td> <td>12 52</td> <td>8 310</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>適用件数 適用額</td> <td>3 41</td> <td>2 15</td> <td>5 306</td> </tr> </tbody> </table> <p>(R3～R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5 年度については沖縄県調査による件数及び金額)</p>	項目	R3	R4	R5	所得控除	適用件数 適用額	1 74	3 173	2 183	投資税額控除	適用件数 適用額	27 170	12 52	8 310	特別償却	適用件数 適用額	3 41	2 15	5 306
項目	R3	R4	R5																		
所得控除	適用件数 適用額	1 74	3 173	2 183																	
投資税額控除	適用件数 適用額	27 170	12 52	8 310																	
特別償却	適用件数 適用額	3 41	2 15	5 306																	

租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(過去3年間の適用実績)																																								
	(単位:件、百万円)																																								
項目	R2	R3	R4																																						
所得控除	適用件数 1	1	3																																						
	適用額 134	74	173																																						
投資税額控除	適用件数 36	27	12																																						
	適用額 158	170	52																																						
特別償却	適用件数 3	3	2																																						
	適用額 23	41	15																																						
根拠条文: 12、42の9、45、60、68の13、68の27、68の63																																									
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。</p> <p>また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の223社から令和5年度までに42社増加し265社となっており、そのうち、毎年一定数の企業(年平均で約32社)が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。</p> <p>なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、企業の投資活動が活発化することで、企業集積が進むことが見込まれる。</p>																																								
<p>(測定指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した企業数の増加</li> </ul>																																									
前回要望時の達成目標	<p>実績及び将来の見込み</p> <p>(単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用企業数(実績)</td><td>59</td><td>40</td><td>31</td><td>17</td><td>15</td><td>-</td></tr> <tr> <td>うち新規立地企業数</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td></tr> <tr> <td>活用企業数(見込み)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>37</td></tr> <tr> <td>うち新規立地企業数</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>							R1	R2	R3	R4	R5	R6	活用企業数(実績)	59	40	31	17	15	-	うち新規立地企業数	2	0	2	1	1	-	活用企業数(見込み)	-	-	-	-	-	37	うち新規立地企業数	-	-	-	-	-	3
	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																			
活用企業数(実績)	59	40	31	17	15	-																																			
うち新規立地企業数	2	0	2	1	1	-																																			
活用企業数(見込み)	-	-	-	-	-	37																																			
うち新規立地企業数	-	-	-	-	-	3																																			
<p>※令和1年度から令和4年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」から試算。令和5年度については沖縄県調査による件数。</p> <p>※うち新規立地企業数、令和6年度の活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「適用額・減収額見込み」参照。</p>																																									
						<p>令和5年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を22社とする。</li> </ul> <p>※年平均で21社立地し、そのうち30%超の企業が本特例を活用するものと試算</p>																																			

前回要望時 からの達成度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	<p>実績及び将来の見込みによれば、令和3年度から令和5年度の新規立地企業のうち本特例措置を活用した企業数の実績は4社となっており、目標値を下回っている。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数値が過大であったことが要因と考えられる。</p> <p>今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる。</p> <p>引き続き制度周知に努め、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興することで、自立型経済の構築に向けた取組を推進していきたい。</p>
これまでの 要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成10年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由貿易地域 拡充</li> <li>・特別自由貿易地域 創設</li> </ul> </li> <li>○平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</li> </ul> </li> <li>○平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</li> </ul> </li> <li>○平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 創設</li> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止</li> </ul> </li> <li>○平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等）</li> </ul> </li> <li>○平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 延長</li> </ul> </li> <li>○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 延長</li> </ul> </li> <li>○令和3年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 延長</li> </ul> </li> <li>○令和4年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象地域の追加等）</li> <li>・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入</li> </ul> </li> </ul>